

議案第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年（2022年）2月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例
執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の表市長の部宝塚市行政評価委員会の項を次のように改める。

宝塚市行政評価委員会	施策評価、事務事業評価、夢・未来 たからづか創生総合戦略その他の行政マネジメントシステムについての調査審議に関する事務	9人以内	知識経験者又は市長が適当と認める者 7人以内 市内の公共的団体等の代表者 1人 公募による市民 1人
------------	---	------	--

第1条の表市長の部宝塚市消費生活協議会の項の次に次のように加える。

宝塚市農業振興会議	農業振興に関する重要な事項についての調査審議に関する事務	8人以内	知識経験者 1人 市内の公共的団体等の代表者 4人以内 関係行政機関の職員 1人 農業振興の関係者 1人 公募による市民 1人
-----------	------------------------------	------	---

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)新旧対照表

※この新旧対照表は、執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)に、執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例(平成31年条例第1号)が溶け込んだものを現行として作成しています。

(現行)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長	宝塚市行政評価委員会	施策評価、事務事業評価等についての調査、審議に関する事務	6人	知識経験者 3人 市内の公共的団体等の代表者 2人 公募による市民 1人
	宝塚市消費生活協議会	消費生活に関する重要事項についての調査、審議に関する事務	12人以内	知識経験者 2人 市内の公共的団体等の代表者 5人以内 関係行政機関の職員 3人以内 公募による市民 2人

(改正案)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長	宝塚市行政評価委員会	施策評価、事務事業評価、夢・未来 たからづか創生総合戦略その他の行政マネジメントシステムについての調査審議に関する事務	9人以内	知識経験者又は市長が適当と認める者 7人以内 市内の公共的団体等の代表者 1人 公募による市民 1人

宝塚市消費生活協 議会	消費生活に関する重要 事項についての調査、審 議に関する事務	12 人 以 内	知識経験者 2 人 市内の公共的団体 等の代表者 5 人以 内 関係行政機関の職 員 3 人以内 公募による市民 2 人
<u>宝塚市農業振興会 議</u>	<u>農業振興に関する重要 な事項についての調査 審議に関する事務</u>	8 人以内	<u>知識経験者 1 人</u> <u>市内の公共的団体 等の代表者 4 人以 内</u> <u>関係行政機関の職 員 1 人</u> <u>農業振興の関係者 1 人</u> <u>公募による市民 1 人</u>